第六十五条第一号ヘ中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削り、同号ト中「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。第百十七条第十六項第三号において同じ。）」を「（新投資口予約権証券に類するものを除く。）」に改め、同条第二号イ中「及び第百二十五条の四第一項第三号」を「、第百二十五条の四第一項第三号及び第百二十九条の二」に、「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「イの⑴」を「イ⑴」に、「すべて」を「全て」に改める。

第九十八条第一項第一号中「第二条第二十二項」を「第二条第二十四項」に改める。

第百十七条第一項第二十二号中「及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券」を「、時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券及び時価又は時価に近い一定の価格により投資証券が発行される新投資口予約権を表示する新投資口予約権証券（以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新投資口予約権証券」という。）以外の新投資口予約権証券」に改め、「投資証券」の下に「（時価新投資口予約権証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には投資証券又は時価新投資口予約権証券）」を加え、同号ハ中「である会社」を削り、「株券」の下に「又は投資証券」を加え、同項第二十三号中「若しくは投資証券」を「、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券」に改める。

第百二十三条第一項第九号中「（同法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二十一号のイ中「いう。」の下に「以下」を加える。

第百二十四条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　新投資口予約権証券又は外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券

第百二十五条の二第一項第三号ロ中「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を、「で投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券」を加える。

第百二十九条第一項第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　指定外国金融商品取引所（令第二条の十二の三第四号ロに規定する指定外国金融商品取引所をいう。次項第三号及び第百三十条第三項第一号において同じ。）に上場されている有価証券

第百二十九条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前項第一号ハ」を「前項第一号ニ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前項第一号ハに掲げる有価証券の売買　指定外国金融商品取引所において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの

第百二十九条の次に次の一条を加える。

（投資運用業に関する損失補塡の禁止の適用除外）

第百二十九条の二　法第四十二条の二第六号に規定する権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第二十五条第二号に規定する公社債投資信託（計算期間が一日のものに限る。）であって、当該権利者と金融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとする。

第百三十条第一項第六号中「すべて」を「全て」に改め、同項第八号中「この号及び」の下に「次号並びに」を、「新株予約権証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二　運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

第百三十条第二項中「第八号」の下に「及び第八号の二」を加え、同条第三項第二号中「令第二条の十二の三第四号ロに規定する」を削る。

第百五十三条第一項第四号ロ中「新株予約権証券」の下に「又は新投資口予約権証券」を、「、新株予約権」の下に「又は新投資口予約権」を、「株券」の下に「又は投資証券」を加え、同号ニ中「投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を加え、「発行価格を、新株予約権付社債券」を「発行価格を、新投資口予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券」に改める。

第百五十七条第一項第十七号ロ中「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に改め、「）の運用報告書」の下に「及び同法第十四条第四項（同法第五十九条において準用する場合を含む。）の書面」を加える。

第二百三十一条第一項第八号中「若しくは投資証券」を「、投資証券若しくは時価新投資口予約権証券」に改める。

第二百七十五条の二第一項第三号ロ中「、投資証券」の下に「、新投資口予約権証券」を、「で投資証券」の下に「若しくは新投資口予約権証券」を加える。

別紙様式第十二号の一から第十五号の二まで　略

別紙様式第十五号の二に記載されている事項

1　別紙様式第十五号の二に記載されている事項
2　事業報告書に記載されている事項

別紙様式第十二号1⑴から⑼までの注意事項1⑸の次に次のように加える。

（5－2）　第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が説明書類に記載する事項

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者を除く。）は、法第47条の3の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第十五号の二に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

別紙様式第十二号1⑵④ヘ注意事項1を次のように改める。

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下⑵において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資信託、外国投資信託及び投資法人に関する運用に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下⑵において同じ。）を記載すること。

別紙様式第十二号1⑵⑤ハ注意事項中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　クローズド・エンド型投資法人については、「過去1年の分配金込み払戻金額の騰落率」の記載を要しない。